

パート・アルバイトが安心できる 職場づくりをしましょう！

コンビニエンスストアなどの小売店、レストランなどの飲食店では、パート・アルバイトが重要な働き手となっています。最近、人手不足などにより、募集してもなかなか採用できない状況も見られます。パート・アルバイトに引き続き働いてもらうためにも、有利に採用できるようにするためにも、安心できる良好な職場環境にしてみませんか？

「安心できる職場」のポイント

1 採用したら、事前に働く条件を明示（交付）しましょう！

チェック

働く条件を明確にして、書面で示せば安心できます。

必ず書面で明示しなければならないこと

- ① 契約はいつまでか（契約期間に関すること）
- ② 契約期間を定めた契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替勤務のローテーション方法など）
- ⑤ 賃金はどのように支払うのか（賃金の決め方、計算と支払いの方法、支払日など）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関する手続きなど）

労働基準法第15条にて定められています。

書面のモデル様式は厚生労働省ホームページから入手できます（モデル労働条件通知書にて検索）。

2 賃金は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！

チェック

パート・アルバイトでも、残業・休日手当、深夜手当を支払いましょう！

法定労働時間（実働1日8時間または週40時間）^(※)を超えて残業する場合には、残業手当、法定休日（週1日）に休日勤務する場合には、休日手当を支払う必要があります。また、深夜（午後10時から午前5時）に勤務する場合には、深夜手当を支払う必要があります。

例 時間給800円の場合、残業手当は1000円以上（25%以上割増）、休日手当は1080円以上（35%以上割増）となります。

※ 労働者10人未満の商業、接客娯楽業等は週44時間

また、決められた勤務時間の前後で、閉店準備や後片付けなどの作業を行わせた場合には、その分の賃金支払いが必要となります。

3 最低賃金を超える賃金額を支払いましょう！

チェック

パート・アルバイトといった雇用形態にかかわらず、賃金額は、必ず最低賃金以上にしなければなりません。^(※)

茨城県最低賃金 時間額 **796**円（平成29年10月1日から）

※ 最低賃金額は、毎年、見直しされていますので、ご注意ください。

4 パート・アルバイトでも、条件により有給休暇を与えましょう！ チェック

年次有給休暇は、正社員、パート・アルバイトなどの働き方に関係なく、次の条件を満たす場合、与える必要があります。

- ・ 週1日以上または年間48日以上^(※)の勤務をする方で、
 - ・ 雇われた日から6ヶ月以上継続勤務し、
 - ・ 決められた労働日数の8割以上出勤した方
- ※ 与える日数は、週所定労働日数に応じて変わりますので、詳しくは下記のホームページをご参照ください。

5 会社や店舗の都合で自由に解雇することはできません！ チェック

- ・ パート・アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものではありません。解雇は、会社がいつでも自由に行えるというものでなく、社会常識から照らして納得が得られる理由が必要となります。
- ・ やむを得ず解雇する場合には、30日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日以上）を支払う必要があります。

6 けがをしない、安全な職場をつくりましょう！ チェック

- ・ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」等の正しい方法を指示してください。
- ・ 朝礼など、従業員が集まる機会を捉えて安全教育、意識向上を図ってください。
※ 厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」の災害事例をご活用ください
- ・ 「4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動」にて、災害原因を取り除いてください。
- ・ 危険なポイントに、ステッカーなどを貼り付けて、注意をうながしてください。



7 工作中的けがは、労災保険の手続きを！ チェック

正社員、パート・アルバイトなどの働き方に関係なく、また、1日だけの短期のアルバイトも含めて、労災保険の対象です。

仕事が原因のけが、通勤途中の事故で病院を受診するときは、健康保険を使うことができません。窓口で労災保険を使うことを申し出てください。

また、従業員が労災保険を使う場合、事業主として手続きにご協力ください。

厚生労働省、茨城労働局ホームページでも、労働基準法、労災防止に役立つ情報、リンク先をお知らせしています。

厚生労働省

茨城労働局

検索

上記1～7は、例外となるケースもありますので、詳しくは、お問い合わせください。

水戸労働基準監督署

茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎3F

☎ 029 (226) 2237

窓口時間 月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

8：30～17：15